

登米市北方公民館利用許可申請書 兼 使用料減免申請書 (あて先) 北方地区コミュニティ推進協議会 会長 令和 年 月 日				申請者	住所	TEL		利用者区分			
					団体名			1. 登米市内			
		代表者	TEL		2. 登米市外						
		(担当者)									
利用目的					入場料などの徴収の有無	有 (入場料、参加費、負担金 1人 円)					
減免理由	地方公共団体 (県・市)、行政関連団体、社会福祉団体、地域振興団体、産業経済団体、学校関係等 社会教育団体 (文化協会・体育協会・子ども会・スポ少・PTA・スポーツクラブ・婦人会・青年会・老人会・無形文化財) 公益社団法人・公益財団法人				無						
利用日時		利用する部屋名に○印						利用 予定 人員	使用料内訳		
		多目的ホール	調理実習室	生活研修室	図書資料室	農事研修室	青年研修室				
令和 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分								使用料 (円) × (時間) =		
令和 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分								使用料 (円) × (時間) =		
令和 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分								使用料 (円) × (時間) =		
令和 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分								使用料 (円) × (時間) =		
令和 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分								使用料 (円) × (時間) =		
令和 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分								使用料 (円) × (時間) =		
令和 年 月 日 (曜)	時 分 ~ 時 分								使用料 (円) × (時間) =		
個人使用料： 午前 午後 夜間		多目的ホール						円 × 人 × 区分 =		円	
備考					利用許可伺			領収控印	合計	円	
					登米市公民館管理規則第3条の規定により、上記のとおり利用を許可してよろしいか伺います。				減免	1. 全額免除 2. 5割減額	
決裁	施設長 (館長)	係	受付	登米市公の施設の減免等に関する規則第3条の規定により、右記のとおり使用料を減免してよろしいか伺います。			納付額		円		
							10%対象		消費税	円	